

## 指名停止一覧(令和6年度)

別紙4

番号	業者名	期間	理由となった事実の概要	備考
1	ケーオーデンタル株式会社	令和6年4月12日から令和6年7月11日まで(3箇月)	受注者の責に帰すべき事由により、履行期限を延長したことが契約違反に該当するため。(製造元に対して、入札書提出前に納期確認を行わなかつたため、一部の納品物(オサダ ポータブルユニットディジ-2)の納品が納期に間に合わなくなつた。)	契約違反 別表第1 第8号
2	株式会社小笠原設計	令和6年4月18日から令和6年7月17日まで(3箇月)	受注者の責に帰すべき事由により、履行期限を延長したことが契約違反に該当するため。(受託者が、元請として協力設計業者の指示監督ができていなかつたことにより、各図面の調整及び確認に時間がかかり図面の完成が遅れ、期限内に成果物の納品が出来なかつたため。)	契約違反 別表第1 第8号
3	GCストーリー株式会社	令和6年5月31日から令和6年11月30日まで(6箇月)	令和5年度から令和8年度の業務委託を前提として、令和5年3月9日付公告により実施されたプロポーザルにより上記事業者が最も優れたものとして特定され、契約相手方となり履行が進行していたが、今年度に入り該当事業者の都合による申し出があり、今年度以降の業務委託契約を辞退したことが不正又は不誠実な行為に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。	不正又は不誠実な行為 別表第2第14号
4	株式会社JET	令和6年6月4日から令和6年11月3日まで(5箇月)	受託者の責に帰すべき事由により、債務の一部が不履行であったことが契約違反に該当するため。(受託者が、仕様書に記載の内容の一部について納期までに納品が出来なかつたため。)	契約違反 別表第1 第8号
5	東武トップツアーズ株式会社	令和6年6月17日から令和6年8月16日まで(2箇月)	青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札において、公正取引委員会より、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたものとして、排除措置命令を受けたため。	独占禁止法違反行為(区発注の契約を除く関東地方以外の契約に関するもの) 別表第2第4号ハ
6	名鉄観光サービス株式会社	令和6年6月17日から令和6年10月16日まで(4箇月)	青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札において、公正取引委員会より、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたものとして、排除措置命令を受けたため。	独占禁止法違反行為(区発注の契約を除く関東地方以外の契約に関するもの) 別表第2第4号ハ
7	株式会社JTB	令和6年6月17日から令和6年10月16日まで(4箇月)	青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札において、公正取引委員会より、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたものとして、排除措置命令を受けたため。	独占禁止法違反行為(区発注の契約を除く関東地方以外の契約に関するもの) 別表第2第4号ハ
8	近畿日本ツーリスト株式会社	令和6年6月17日から令和6年8月16日まで(2箇月)	青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札において、公正取引委員会より、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたと認定され、社会的信用を著しく失墜したと認められるため。	その他の信用失墜行為 別表第2 第15号
9	葉隱勇進株式会社	令和6年6月20日から令和6年8月19日まで(2箇月)	名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、公正取引委員会より、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたものとして、排除措置命令及び課徴金納付命令等を受けたため。	独占禁止法違反行為(区発注の契約を除く関東地方以外の契約に関するもの) 別表第2第4号ハ
10	コンパスグループ・ジャパン株式会社	令和6年6月20日から令和6年8月19日まで(2箇月)	名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、公正取引委員会より、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたと認定され、社会的信用を著しく失墜したと認められるため。	その他の信用失墜行為 別表第2 第15号

番号	業者名	期間	理由となった事実の概要	備考
11	デコラティブシステム株式会社	令和6年7月11日から令和7年1月10日まで(6箇月)	令和6年6月18日に実施された入札において落札したが、仕様に対応できないと申し出があり、契約を辞退したため。(世田谷区立中里小学校外12校天井暑熱シート設置及びガラスコーティング委託/同等品申請の失念による)	不正又は不誠実な行為 別表第2第14号
12	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	令和6年7月30日から令和6年12月29日まで(5箇月)	受託者の責めに帰すべき事由によって、履行内容の一部を実施しなかつたことが契約違反に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため(障害者総合支援法に基づく個別支援計画の策定が一部できていなかった)世田谷区立ほほえみ経堂及び世田谷区立すまいる梅丘の管理運営に関する年度協定書)	契約違反 別表第1 第8号
13	高山看板不動産	令和6年8月9日から令和7年2月8日まで(6箇月)	令和6年7月17日に実施された入札において落札したが、業務が履行できないと申し出があり、契約を辞退したため。	不正又は不誠実な行為 別表第2第14号
14	株式会社旅屋	令和6年11月18日から令和7年2月17日まで(3箇月)	受注者の責に帰すべき事由により、一部日程において添乗員を配置できなかつたことが契約違反に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。	契約違反 別表第1 第8号
15	損害保険ジャパン株式会社	令和6年11月22日から令和7年2月21日まで(3箇月)	株式会社JERA、コスモ石油株式会社、独立行政法人工エネルギー・金属鉱物資源機構、シャープ株式会社、京成電鉄株式会社、警視庁、東京都、仙台国際空港株式会社及び東急株式会社がそれぞれ発注する共同保険又は単独保険の入札や見積り合わせ等において、公正取引委員会より、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたものとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	独占禁止法違反行為(区発注の契約を除く関東地方の契約に関するもの 別表第2第4号口)
16	東京海上日動火災保険株式会社	令和6年11月22日から令和7年2月21日まで(3箇月)	株式会社JERA、コスモ石油株式会社、独立行政法人工エネルギー・金属鉱物資源機構、シャープ株式会社、京成電鉄株式会社、警視庁、東京都、仙台国際空港株式会社及び東急株式会社がそれぞれ発注する共同保険又は単独保険の入札や見積り合わせ等において、公正取引委員会より、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたものとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	独占禁止法違反行為(区発注の契約を除く関東地方の契約に関するもの 別表第2第4号口)
17	株式会社ティーガイア	令和6年11月29日から令和7年2月28日まで(3箇月)	受注者の責に帰すべき事由により、履行期限を延長したことが契約違反に該当するため。(一部の納品物(タブレット用キーボード兼カバー)終売になった旨の連絡を受けたにも関わらず、担当課への代替品申請・調達を遅延し、一部の納品物の納品が納期に間に合わなくなつたため。)	契約違反 別表第1 第8号
18	株式会社TLP	令和6年12月16日から令和7年3月15日まで(3箇月)	受注者の責に帰すべき事由により、履行期限を延長したことが契約違反に該当するため。(郵便局にて発送物の特定記録郵便バーコードが読み取れず、改めて発送することとなり、発送日に間に合わなくなつたため。)	契約違反 別表第1 第8号
19	株式会社武揚堂	令和7年1月20日から令和7年5月19日まで(4箇月)	受託者の責めに帰すべき事由により、誤った成果物を納品したことが、過失により履行を粗雑にしたと認められるため。	契約違反 別表第1 第8号
20	株式会社エグゼクティブプロテクション	令和7年3月4日から令和7年11月3日まで(8箇月)	事故が発生した場合は、事故の程度にかかわらず直ちに区担当課等へ報告すること等が仕様書で明記されているにもかかわらず、車両を損傷させる事故を起こした際に報告等を行わず、このことに関して履行の催告をしたが履行されなかつたことにより契約解除となつたことが契約違反に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。	契約違反 別表第1 第8号
21	株式会社GLOBALCARE	令和7年3月13日から令和7年9月12日まで(6箇月)	令和7年2月18日に実施された入札において落札したが、単価の認識に相違があったと申し出があり、契約を辞退したため。	不正又は不誠実な行為 別表第2第14号